

川崎市が国家戦略特別区域に指定されました

国では、これまで、国家戦略特別区域法を制定し、国家戦略特別区域基本方針を策定するなど、国家戦略特別区域の指定に向けた取組を推進してきました。

こうした手続きを経て、本日、国家戦略特別区域法第2条第1項の規定に基づき、神奈川県全域を含む東京圏を国家戦略特別区域に指定する政令が閣議決定されました。

なお、国家戦略特別区域を定める政令の公布日及び施行日は、平成26年5月1日となる予定です。

1 東京圏の区域

千葉県成田市、東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区並びに**神奈川県の区域**

2 神奈川県、横浜市及び川崎市が共同提案した取組

昨年9月に3県市は共同で、国に「健康・未病産業と最先端医療関連産業の創出による経済成長プラン～ヘルスケア・ニューフロンティアの実現に向けて～」を提案しました。

<重点的に取り組む施策>

- (1) 健康・未病産業の創出
- (2) 最先端医療関連産業の創出
- (3) イノベーションを生み出す基盤構築

3 今後の流れ

今後、国家戦略特別区域担当大臣、地方自治体の首長、民間事業者で構成される特区ごとの国家戦略特別区域会議が設置される予定です。

特区内で実施する事業については、この区域会議において、具体的な区域計画を作成する中で、決めていくことになります。

※ 神奈川県、横浜市においても同じ内容の発表を本日付けで行う予定です。

問い合わせ先

川崎市総合企画局臨海部国際戦略室

担当課長 玉井 一彦

Tel 044-200-3633